

中小企業への普及啓発

—特許庁の外回り部隊普及支援課—

特許庁総務部普及支援課産業財産権専門官 目黒 大地

抄録

普及支援課では、約半数の職員が中小企業支援に従事しており、主に中小企業に対しての普及啓発も行っている。現在でも、巡回特許庁、知的財産権制度説明会、産業財産権専門官による個別支援など、中小企業に知的財産を浸透させるために様々な施策が行われている。本稿では、普及支援課で行われているこれらの普及啓発の施策について、筆者の感じたことも交えながら述べていく。

1. はじめに

皆さんはYouTuberを知っているだろうか。この時代である。知らないという人の方が少ないだろう。世界最大の動画共有サービスといわれるYouTubeにおもしろ動画等を投稿して稼いでいる人たちである。では彼らがどうやって動画の投稿で稼いでいるかというと、これも知っている人は多いだろうが、多くは宣伝広告である。皆さんもご存じのとおり、YouTubeでの動画の再生前や再生中にはCMが入ることがある。簡単に言えば、このCMの主から動画再生数に応じた宣伝料をもらっているというわけだ。時代の流れに応じて宣伝広告も変わってきていると思わされるが、それだけ世の企業等も宣伝広告に必死であり、非常に重要であるということだろう。

特許庁においては、読んで字のごとく、普及支援課が制度の普及啓発を行っている。宣伝広告と普及啓発は若干意味合いが違うかもしれないが、いいものを知ってもらって使ってもらいたいという大目的は同じと言っていいだろう。前置きが長くなったが、特許庁においても普及啓発は重要視されており、その担当部署の一つである普及支援課において様々な施策、説明会等が展開されている。特許審査官として初めて普及支援課の産業財産権専門官に就いた身として、普及支援課で行われている普及啓発活動やそれを通じて感じたことについて、今回ここに執筆したいと思う。

2. 中小企業への普及啓発

2.1. 特許庁の中小企業支援

まず簡単に普及支援課という組織について紹介する。業務内容はさておき、「普及支援課」という課の歴史は実は浅く、2007年に誕生した。現在12歳である。現在、当課は課長、企画調査官、知的財産情報分析官の3人の管理職の元、総括班、支援企画班、地域調整班、産業財産権専門官、公報企画班、公報管理班、品質管理第一担当、品質管理第二担当、資料班からなっている。このうち、支援企画班、地域調整班、産業財産権専門官をまとめて「中小三班」と呼んでおり、中小企業に対する各種施策の企画や説明会等の普及啓発は、普及支援課の約半数を占めるこの中小三班が担当している。

普及支援課で特許庁の普及啓発を担当していると述べたが、厳密に言えば普及支援課が行っているのは、上記中小三班によるいわゆる「中小企業支援」であり、全国民に対する普及啓発と捉えられると少し語弊が生じるかもしれない。後述する各種説明会のように、大企業・中小企業や個人を問わず参加可能なものもあるが、普及支援課のミッションの一つは「中小企業支援」であるため、普及支援課が行う普及啓発は基本的に「中小企業向け」であることを、まずはご承知置きいただきたい。

2.2. 中小企業の知財の現状

普及支援課の対象とするところが中小企業支援だ

と知っていただいたところで、具体的な普及啓発活動を紹介する前に、中小企業¹⁾の知財活動に関する現状を紹介しておく。

日本に限った話ではないが、中小企業というのは大企業に比べるとその企業数は圧倒的に多く、日本国内では99%以上が中小企業であるといわれている(図1)。ただし当然、企業規模は大企業より遙かに小さい企業が多いので、実体的な活動の規模を表す一つの指標である製造品出荷額にするとその割合は落ちるが、それでも半分近くは中小企業が占めている。しかしながら、特許出願数に限ってみれば、わずか15%にも満たない割合である。何%であれば適正なのかという答えを持っている人もおそらくいないであろうが、この数値は米国等と比較してみても低いといわれているし、実際に中小企業に触れてきた筆者としても、まだ知財財産制度が十分に行き届いているとはいえないという肌感覚なので、これで十分とあぐらをかいているべきでないことは確かだろう。

ちなみに、中小企業と全出願人の特許・意匠・商標の出願数の推移を比較してみると(図2)、特許については、全出願人の出願数が漸減傾向にあるところ、中小企業については、2018年に少し減ってしまったものの、2011年からは増加傾向にある。意匠、商標については、全出願人と中小企業は同様の傾向である。

2.3. 普及支援課の普及啓発活動

さて、中小企業の現状を知っていただいたところで、いよいよ普及支援課の中小三班がどのような普及啓発活動を行っているのかを紹介したい。今回のテーマは中小企業支援そのものではなくあくまで普及啓発についてなので、中小三班の取り組みの中でも「普及啓発」の色が濃い「巡回特許庁」、「知的財産権制度説明会」、「産業財産権専門官」について取り上げる。

3. 巡回特許庁

地域における知財の裾野拡大を図るため、「特許庁」が日本各地を駆け巡る。面接審査等も絡んでくるため、審査部界限でも比較的知名度が高い施策なのではないかと思う。年度や地域によってテーマを絞り、著名人や地元企業の社長といった方々を招いてセミナーや説明会等のイベントを行ったり、現地の知財総合支援窓口やよろず支援拠点といった、知財・経営の相談窓口とも連携し、来場者の相談対応を行ったりしている。また、出張面接の集中実施期間を設け、その期間は、場合によっては審査官側から面接を打診するなど、出張面接審査を集中して行う。平成27年度に愛知・大阪・京都・沖縄の4都市で開始され、その後も愛知・大阪は毎年開催としてつづつ開催都市を増やしていき、令和元年度で通算、日

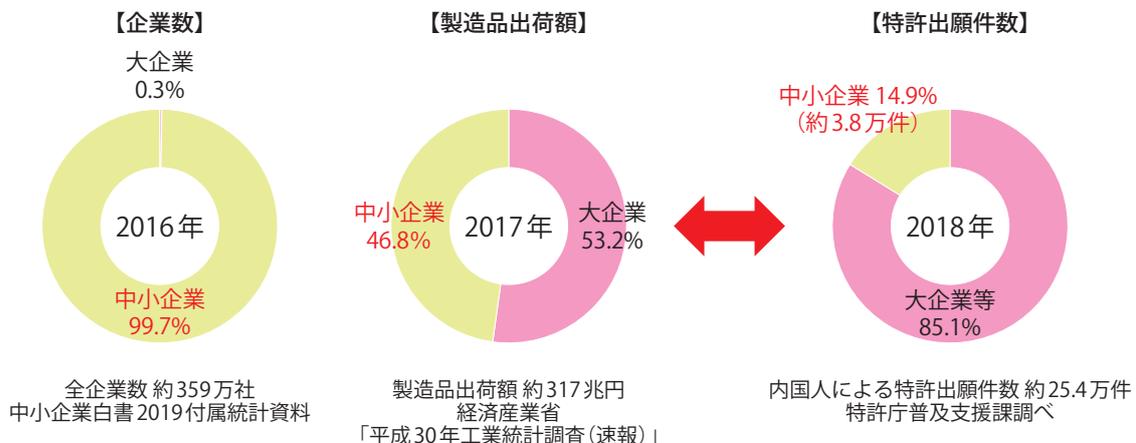
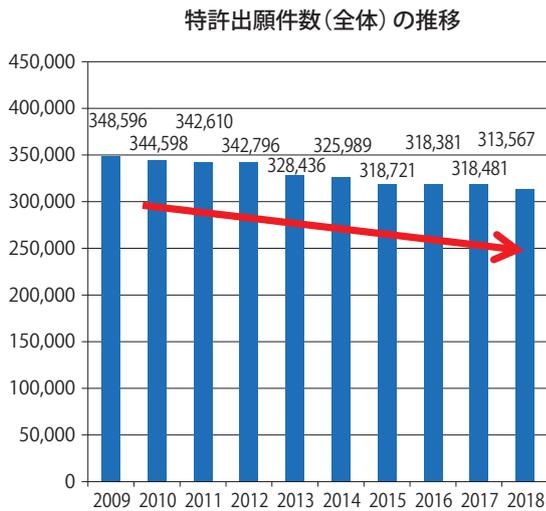
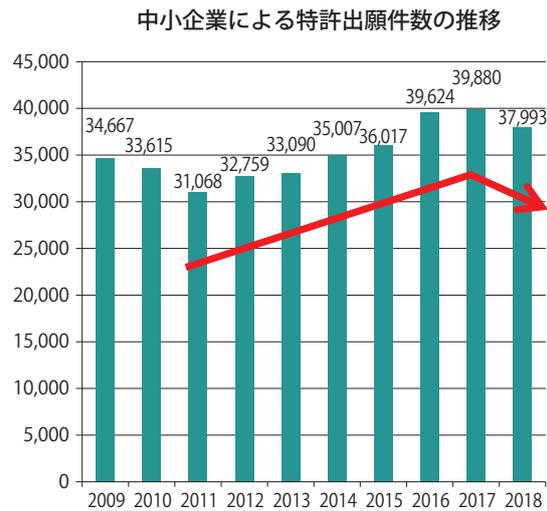


図1 企業数、製造品出荷額、特許出願件数に占める中小企業の割合

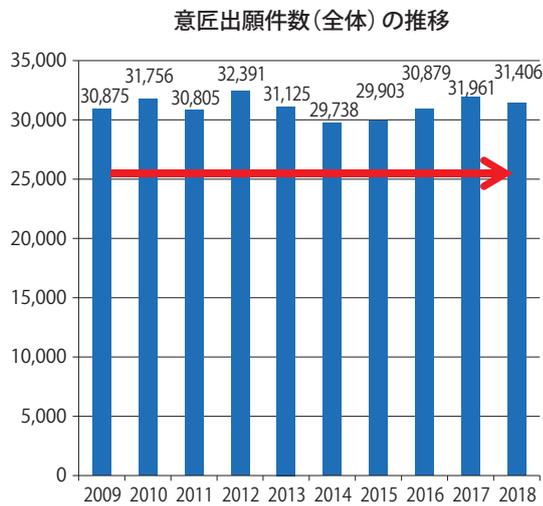
1) 「中小企業」の定義は、中小企業庁HPを参照。(https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html)



特許行政年次報告書 2019年版



総務部普及支援課調べ



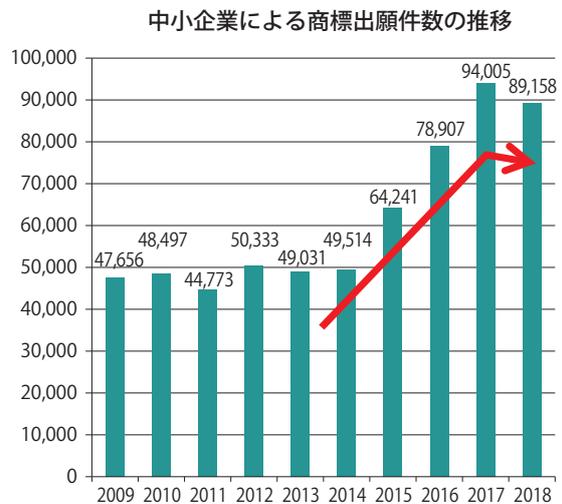
特許行政年次報告書 2019年版



特許行政年次報告書 2019年版



特許行政年次報告書 2019年版



総務部普及支援課調べ

図2 全出願人と中小企業の特許・意匠・商標出願数の推移

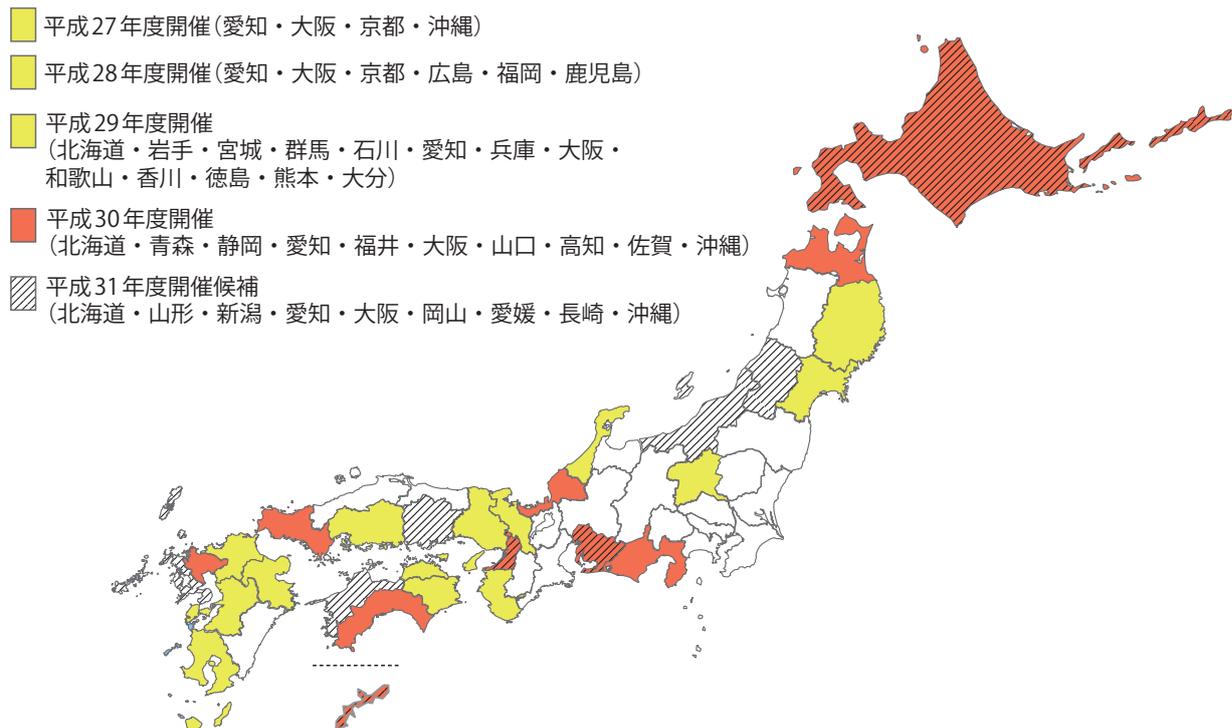


図3 巡回特許庁開催状況(平成27～令和元年度)

本全国の半分以上の都道府県で開催されることになる(図3)。

さらに、開催にあたっては、現地の県庁や市役所、弁理士・弁護士、支援機関、金融機関、大学などと連携して協力を仰ぎ、現地と一体となってイベントを盛り上げている。筆者も普及支援課職員として実際のイベントに参加したことがあるが、現地の知り合い同士が会場で会って話が盛り上がったり、会いたかったけど実は会ったことがなかった人達がこの場で会って話を花を咲かせたり、良い言い方なのかわからないが、一つの「知財祭り」のような盛り上がりを感じた。セミナー等による直接的な普及だけではなく、このような地域各者の連携を通じた「知財熱の上昇」による普及も、巡回特許庁の立派な役割の一つといえるだろう。

4. 知的財産権制度説明会

普及支援課では、2つの知的財産権制度説明会を担当している。「初心者向け」と「実務者向け」という、レベルの異なる説明会である。なお、初心者向け説明会は平成29年度より事業主体がINPITに移管されているため、正確に言えば普及支援課が担当

する事業ではないが、産業財産権専門官がその講師を務めているなど、事業に大きく関わっているため、本稿でも取り上げることとした。

4.1. 初心者向け説明会

これから知的財産の業務に関わるような”知財初心者”に対し、知的財産のイロハを知ってもらうための説明会として、平成11年にスタートした。スタート当初から毎年47都道府県すべてで開催しており、東京都や大阪府などは複数開催とすることによって開催回数を増やしていき、平成28年には最大となる全63カ所開催、参加者数のべ8709人を記録している。内容は知財制度の変遷に伴って変わってきているが、知財初心者にイロハを知ってもらうという基本的なコンセプトは変わっておらず、令和元年度は全国61カ所で以下の内容の説明会を開催し、のべ8331人が参加した。

1. 知的財産とは？
2. 特許制度の概要
3. 実用新案制度の概要
4. 意匠制度の概要
5. 商標制度の概要

- 6. その他の知的財産（不正競争防止法）
- 7. 最新の法改正
- 8. 特許庁の中小企業支援策
- 9. 特許庁の取り組み



図4 初心者向け説明会開催風景

ご覧のとおり、特許・実用・意匠・商標の四法にプラスして不正競争防止法の講義もあり、全3時間（休憩時間10分込み）というなかなかボリュームの多い説明会となっている。講師は普及支援課の産業財産権専門官をメインとし、各地域の経済産業局知的財産室の職員（特許庁の出向者）も1回ずつ担当している。当然のことであるが、この内容を講義するという事は、講師もすべての内容を把握しておかなければならない。筆者は初任者研修や前期研修・後期研修で一応四法+不正競争防止法の講義は受けていたが、実務に使用する特許以外に関する知識は正直かなり抜け落ちており、まず自分自身が制度を学び直すのに苦労したものだ。それでも細かい点について質問されたときはその場で答えられないこともあり、日々参加者から逆に学ばせてもらっていた。いずれにしろ、「知財はハードルが高いと思っていたが身近に感じる事ができた」、「丁寧な説明でとてもわかりやすかった」など、おかげさまで高い評価をいただいている。

ちなみにこの説明会は、「特許庁の中小企業支援策」という項目があることからわかるとおり、中小企業を主な対象としたものではあるが、中小企業”のみ”を対象としたものではなく、新人や知財部に異動してきたばかりの社員向けにちょうどいいといった理由で、大企業の社員も参加しており、全参加者の1/4程度を占めている。

4.2. 実務者向け説明会

初心者説明会の次、というには少し高いレベルだ

が、企業の知財担当者や弁理士などの実務担当者向けに、少し踏み込んだ内容について講義する説明会として、初心者向け説明会と同じ平成11年にスタートした。こちらは初心者向け説明会のように全都道府県で開催するものではなく、北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州・沖縄の9地域それぞれで1回以上開催され、それぞれの地域で複数日に分けて開催される。それゆえ、開催日数では初心者向け説明会より多い年もあり、最も多い平成23年には88回、参加者数は最も多い平成18年に16566人を記録している。こちらも内容は年を経るごとに変わってきているが、初心者説明会のように全て同じ内容を毎回行うのではなく、異なる内容を各地域で複数回に分けて行うというスタイルだ。令和元年度は各地域1都市、すなわち9都道府県での開催で、合計55回開催される。内容は、少し多いが列挙すると以下のとおり。

- ・知財動向と特許庁施策
- ・特許の審査基準及び審査の運用
- ・特許審査のポイント・ケーススタディ
- ・特許分類の概要とそれらを用いた先行技術文献調査
- ・国内外で円滑に特許権を取得するために
- ・商標審査官はここを見る！
- ・商標の審査基準及び審査の運用
- ・商標の国際分類と類似商品・役務審査基準
- ・意匠制度を巡る近年の動向～「デザイン経営」宣言、意匠審査の運用、意匠権活用事例など～
- ・デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備
- ・地域団体商標制度
- ・地理的表示（GI）保護制度の概要について
- ・お酒の地理的表示（GI）を知っていますか？
- ・裁判所における知財調停という新たな運用について
- ・審判制度の概要と運用
- ・模擬口頭審理
- ・PCT国際出願制度の概要～海外で賢く特許権を取得するPCTの仕組み～
- ・特許協力条約（PCT）に基づく国際出願制度に関するトピックス
- ・PATENTSCOPE（特許文献の無料のグローバルデータベース）の使い方
- ・国際調査及び国際予備審査

- ・特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願の手続
- ・特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願の国内移行手続
- ・意匠の国際登録制度 (ハーグ制度) について (制度概要・E-Filing・データベース編)
- ・意匠の国際登録制度 (ハーグ制度) について (手続編)
- ・商標の国際登録制度 (マドリッド制度) について (管理実務編) —制度全般・オンラインサービス—
- ・商標の国際登録制度 (マドリッド制度) について (手続編) —マドプロ願書 (MM2) の書き方と、その後の手続について—
- ・インターネット出願の概要
- ・新減免制度について～中小一律減免開始～
- ・出願手続の留意点について-よくある手続ミスや問い合わせ等-
- ・産業財産権登録の実務
- ・経営における知財戦略～「経営における知財戦略事例集」の解説～
- ・不正競争防止法の概要
- ・営業秘密の適切な管理と営業秘密侵害事犯への対処方法等について
- ・知的財産・標準化とビジネス戦略
- ・「コト」の時代におけるビジネス関連発明の特許取得について
- ・オープンイノベーションにおける知財リスクについて

見てのとおり、かなり内容が多岐にわたる上、専門的な内容ばかりなので、講師は特許庁内外にあるそれぞれの業務の専門部署に依頼しており、普及支援課は全体の調整を行っている。調整課や企画調査課に併任していた人なら、心当たりもあるだろう。上に列挙した項目1コマにつき1～2時間程度で、これを学校のカリキュラムのように、1日に4～5コマ程度つなげて、講師を替えながら行っていく。なお、この説明会も中小企業のみを対象に行うものではなく、大企業からも参加しており、中小企業の参加者と割合が半々くらいになることもある。

以上2つの説明会が、普及支援課に関連する説明会としては大きなものであり、この2つの説明会により、初心者レベル、実務者レベルの両方を、日本全国に渡ってカバーしているということになる。と

はいえ、どうしてもこれらの説明会ではカバーしきれない要望もあり、それらの要望に応えるため、これから説明する産業財産権専門官が活動を行っている。

なお、参考までに、以下に令和元年度の両説明会の詳細を掲載する。

図5 令和元年度の初心者向け説明会、実務者向け説明会詳細

	初心者向け説明会	実務者向け説明会
開催時期	5月～9月	10月～2月
開催場所	47都道府県	9都道府県
開催回数	61回	55
講師	産業財産権専門官等	関係各署
参加費	無料	無料

5. 産業財産権専門官

「霞ヶ関唯一の営業マン」。それが産業財産権専門官の通り名である。既存の説明会では補いきれない要望に応じて日本全国どこへでも赴き、支援機関、金融機関、個社、誰に対してでもセミナーを行う。また、ときには電話で突撃アポイントメントを入れ、中小企業を訪問し、知財等の活動のヒアリング、支援策や特許庁側の取り組みの紹介、必要に応じて専門家へのつなぎ等の支援も行う。モノを売り歩いているわけではないが、まさに営業職のような色を帯びた、公務員としては非常に珍しい役職である。2005年に、中小企業への支援策の普及部隊兼要望の聴取部隊として結成された部署であるが、霞ヶ関でも異色であるこの部隊、当時結成するために担当者が相当な努力をしたであろうことは想像に難くない。最近では審査部の企業コンタクトでも中小企業への訪問に力を入れてきており、産業財産権専門官が同行することもあることから、審査部界限でも知名度が上がってきたのではないだろうか。いずれにしても、①初心者向け説明会講師、②個別セミナー講師、③企業訪問の3つが産業財産権専門官の仕事であり（【図6】）、筆者もまさにこの役職にあるわけだが、企業訪問で得られた事例をセミナーで紹介したり、他社を訪問したときに課題の解決手段の一例として話したりなど、活動をすればするほど仕事の幅が広がっていくのを感じている。「産業財

- ①各種知財セミナーの講師
- ②中小企業への個別訪問
- ③知的財産権制度説明会(初心者向け)の講師

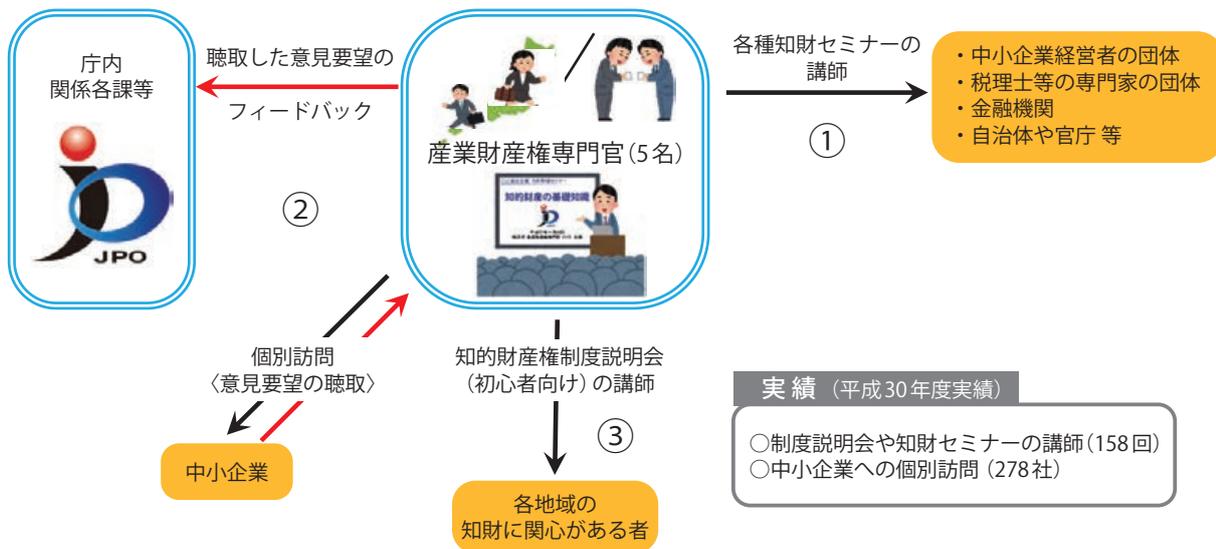


図6 産業財産権専門官とは？

産権専門官」とは、「審査官」などと同様に役職の名前であると同時に、その存在自体が中小企業への支援策の一つであるともいえる。

6. おわりに

説明会やセミナーのアンケートでも、企業訪問した際の会話の中でも、特許庁は固いイメージがあったがそれが変わった、とか、他省庁に比べて特許庁はここまでやってくれて親切だ、といった声を聞くことが少なくない。非常に嬉しいことであるし、これからももっと頑張りたいと思えてくる。また、この部署に来るまであまり外の人に会ったことが多かったわけではないが、知財関係は男性が多い世界だと思っていたので、説明会や企業訪問のときに拝見する女性率の高さに驚かされた。私はこの仕事に

ついてまだ1年弱であるが、長く携わっている人に聞くと、最近は説明会などに参加する人達も変わってきたと聞くことが多い。これからも現状に満足せず、普及支援課を中心としながら、オールJPOとして中小企業への普及啓発を続けていきたいと願う。

profile

目黒 大地 (めぐろ だいち)

平成23年4月 特許庁入庁(特許審査第一部計測)
 平成26年4月 審査官昇任(審査第一部計測)
 平成28年4月 審査第一部調整課審査推進室審査推進企画班
 審査推進企画係長
 平成29年4月 特許庁審査第一部自然資源
 平成30年12月から現職